

南信高等学校体育連盟規約

第一章 総 則

(名称及び事務局)

第1条 本連盟は南信高等学校体育連盟と称し事務局を理事長の在任校に置く。

(組 織)

第2条 本連盟は南信地区における加盟高等学校をもって組織する。

第3条 本連盟を次の地区に分ける

- (諏訪地区) 諏訪郡 岡谷市 諏訪市 茅野市
(上伊那地区) 上伊那郡 伊那市 駒ヶ根市
(下伊那地区) 下伊那郡 飯田市

(目 的)

第4条 本連盟は南信地区高等学校の体育の振興をはかると共に高等学校相互の親善と融和を期して健全なスポーツの発展に努力する。

(事 業)

第5条 本連盟は前条の目的を達するために競技会、講習会、研究会、その他必要事業を行う。

第二章 役員

(役 員)

第6条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長1名、副会長3名、代議員、理事長1名、常任理事3名(理事長含む)、理事(専門委員長)、専門部委員 監事2名
2. 会長は代議員会において選出する。会長は本連盟を代表し会務を統括総理する。
3. 副会長は代議員会において選出する。副会長は会長を補佐し、会長に事故があった時はその職務を代行する。
4. 代議員は加盟高等学校長と当該高等学校職員1名の計2名をもってこれにあたる。
5. 理事長は常任理事がこれを互選し、代議員会の承認を得て会長が委嘱する。
6. 常任理事は各地区において推薦し、代議員会の承認を得て会長が委嘱する。
7. 理事は各専門委員会が選出した専門委員長がこれにあたり、代議員会の承認を得て会長が委嘱する。
8. 幹事は会長が委嘱し庶務・会計等の業務に従事する。
9. 専門委員長は当該専門委員がこれを互選し、代議員会の承認を得て会長が委嘱する。
10. 専門委員は各地区において推薦し、代議員会の承認を得て会長が委嘱する。専門委員は専門委員会を組織する。
11. 監事は代議員会において推薦し、代議員会の承認を得て会長が委嘱する。監事は本連盟にかかわる会計を年1回監査する。

(役員任期)

第7条 役員任期は3ヶ年とする。補欠の役員任期は前任者の残任期間とする。

第三章 機関

第8条 本連盟に次の機関を置く。

1. 代議員会 2. 常任理事会 3. 理事会 4. 専門委員会 5. 事務局

(代議員会)

- 第9条
1. 代議員会は本連盟の最高議決機関であって、会長が招集し、事業計画、予算、規約改正、本規約に定める役員を選出及び承認等の重要事項を審議決定する。
 2. 代議員会は毎年4、6、1月に開催する。但し、会長が必要と認めた時は臨時代議員会を開くことができる。また、加盟高等学校の半数以上の要求があった時は会長は臨時代議員会を開かねばならない。
 3. 代議員会は加盟高等学校の過半数の出席をもって成立する。
 4. 代議員会における議決権は各校1票とする。
 5. 代議員会の議決は加盟高等学校の過半数をもって成立し、可否同数の時は議長が決定する。

(常任理事会)

第10条 常任理事会は代議員または理事会の決定に基づき本連盟の運営にたる。但し、緊急の必要のある時は会長がこれを専決することができる。この場合会長は最近の常任理事会に報告しその承認を得るものとする。

(理 事 会)

- 第11条
1. 理事会は会長が招集し、会長、副会長、理事長、常任理事、理事(専門委員長)をもって構成する。
 2. 理事会は各専門委員会を統括し本連盟運営の企画にあたる。

(専門委員会)

- 第12条 1. 専門委員会は会長が招集し、理事（専門委員長）及び所属する部門の専門委員をもって構成する。
2. 専門委員会は各所轄事項の業務を遂行する。
3. 専門委員会は下記の通りとする。
陸上競技・バスケットボール・ソフトテニス・卓球・バレーボール・バドミントン・サッカー・柔道・剣道
弓道・体操・水泳・ラグビー・空手道・登山・ソフトボール・ボート・テニス・スケート・フェンシング
ヨット・ホッケー・スキー・ハンドボール・定通・調査研究
4. 新しく専門委員会を設置するにあたっては代議員会の承認を得なければならない。

(代表専門委員会)

- 第13条 代表専門委員会は、原則として各地区から選出された専門委員2名をもって組織し、大会、講習会等の企画運営にあたる。

(事務局)

- 第14条 事務局は会長、理事長、幹事をもって構成する。

第四章 会計その他

- 第15条 1. 本連盟の経費は、学校分担金、大会参加料、補助金等をもってこれにあたる。参加料、学校分担金の金額は代議員会において決定する。
2. 拠出金は5月1日現在の生徒数により算出し、5月31日までに本連盟に納入しなければならない。

(会計年度)

- 第16条 本連盟の会計年度は4月1日より始まり翌年3月31日に終わる。

(帳簿)

- 第17条 本連盟の事務局は下記の書類を備えるものとする。
1. 規約並びに関係書類
2. 役員名簿
3. 学校別南信高体連役員名簿
4. 出納簿
5. 備品台帳

(永久保存書類)

- 第18条 本連盟の事務局は下記の書類を永久保存するものとする。
1. 役員表
2. 収入・支出決算書
3. 事業報告書
4. 大会成績一覧表
5. その他永久保存を要するもの

第五章 付則

(県高体連役員)

- 第19条 南信を代表する長野県高等学校体育連盟の役員の選出等はおりのとおりとする。
1. 南信地区理事及び評議員は事務局所在地区以外より選出し代議員会において承認する。
2. 副会長は評議員を兼ねるものとする。
3. 評議員は常任理事会、理事会、代議員会に出席するものとする。

- 第20条 本連盟規約は昭和38年4月1日よりこれを施行する。

(昭和31年4月制定)
(平成15年4月一部改正)
(平成16年4月一部改正)
(平成21年6月一部改正)